

# 入札要領

## 1 入札

- (1) 入札書に記名押印のないものは、無効とします。
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出していただきます。
- (3) 代理人の入札は、代理人の記名を併記し押印をもって行うものとします。

## 2 落札

- (1) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とします。  
ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となる同価の入札者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## 3 入札条件・回数

(予定価格を事前公表した場合)

- (1) 予定価格を超える金額の入札は、無効とします。
- (2) 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とします。

(予定価格を事前公表しない場合)

再入札は、1回まで行うことができます（初度入札とも2回までとする。）が、落札者がいない場合は、最も低い価格をもって入札した者に、直ちに見積書を提出していただき決定します。ただし、見積書の提出は、3回を限度とします。

## 4 入札辞退

入札を希望しない場合は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができます。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

## 5 契約締結期限

契約締結期限は、落札日より5日以内（ただし、休日等が含まれる場合は、起算しない。）とします。

## 6 その他

入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、北茨城市財務規則（平成元年規則第10号）、北茨城市建設工事等入札執行事務処理要領（昭和57年告示第22号）、北茨城市建設工事等入札執行規則（昭和60年規則第13号）その他関係法令の関係各条を遵守すること。

### 入札上の注意事項

- (1) 入札書は、定刻までに提出しなければなりません。
- (2) 常に静粛にし、私語は絶対に慎んでください。
- (3) 入札書は、明瞭に記載してください。
- (4) 入札書の書換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 入札会場には、酒気を帯びての入場はできません。

入札執行者は、上記事項のうち、(2)、(5)に違反したと認めるときは、退場を命ずることがあります。